

2021年度（第37回）法律討論会を開催します。

奮ってご応募ください。

法律討論会実行委員会

法学部主催の法律討論会を今年も10月第4週の水曜日(10月27日)に開催いたします。新型コロナ禍のため、開催方法は、決まり次第ポートヘボン・法学部HPにてお知らせいたします。

各参加者・参加チームに討論していただく論題は、

「**父母の離婚後の子の養育をめぐる課題解消をも考慮して、我が国の協議離婚制度**

について考える——協議離婚制度の存続か、廃止か、制度内容の修正か——」

です。

第1 今年度の論題の解説

今年度の法律討論会の論題は、「父母の離婚後の子の養育をめぐる課題解消をも考慮して、我が国の協議離婚制度について考える」です。副題は、「——協議離婚制度の存続、廃止、制度内容の修正——」とします。

法律討論会での各チームの結論は、協議離婚制度の単純な存続ないしは廃止でも結構です。または協議離婚制度の中身の改正を提案されても構いません。裁判離婚のあり方にも影響を与える立論でも結構です。賛成か反対かの二者択一しか結論がないという論題ではありません。

【「我が国の協議離婚制度について考える」の部分の説明】

我が国の現行民法763条は、協議上の離婚という条文見出しのもと、「夫婦は、その協議で、離婚をすることができる」と規定しています。『法律学小辞典』第5版有斐閣2016年3月によれば、協議離婚について以下のように説明されています。「要件は、当事者の意思能力の存在、離婚の合意及び戸籍上の届出〔民法764条〕だけで、特別の離婚原因はなくてもよい。ただし、当事者間に子のあるときは親権者を定めて〔民法819条1項〕届け出なければ、離婚届は受理されない〔民法765条1項〕。この届出が上記要件を満たしていなくても、受理されたときは有効である〔民法765条2項〕。」と。

外国の制度に目を転じると、子の有無にかかわらず協議離婚が認められていない国が多数派です（アルゼンチン、イギリス、オーストラリア、スイス、ドイツ等）が、サウジアラビア、タイ、中国、台湾、韓国等では協議離婚が認められており、ブラジル及びロシアでは未成年の子がない場合に限り協議離婚が認められています。ここ数十年の間に、裁判所が関与する場合でも破綻主義をとりかつ手続きが簡素化してきた国々もあります。

平成23(2011)年民法等の一部を改正する法律案(この法律案では、離婚後の子の監護に関する事項の定め等、15歳未満の者を養子とする縁組、親権の効力、親権の喪失、未成年後見等に関する民法規定の改正が提案されました)に対する衆議院法務委員会附帯決議で、「今日の家族を取り巻く状況、本法施行後の状況等を踏まえ、協議離婚制度の在り方、…離婚後の共同親権・共同監護の可能性を含め、その在り方全般について検討すること」の必要性が述べられていました(参議院法務委員会も同旨)。

【「父母の離婚後の子の養育をめぐる課題解消をも考慮して」の部分】

協議離婚制度の是非を問う際に、必ず「父母の離婚後の子の養育をめぐる課題解消をも考慮して」ください。他の視点も取り入れることはできますが、この視点を考慮すること必須です。

2021年に入り、離婚後の子どもの養育をめぐる課題解消のために、法務大臣が法制審議会家族法制部会*に、広範囲にわたりうる問題解決を諮問しました。このことを2021年3月30日のNHKニュース(22時39分)は、次のように報道しました。

「親が離婚したあとの養育費の不払いや親権の在り方など、子どもの養育をめぐる課題の解消に向けて、30日から法制審議会の部会で制度の見直しに向けた議論が始まりました。

離婚後の子どもの養育をめぐる、上川法務大臣は、2月に子どもの利益をを図る観点から養育費の不払いや親権の在り方などに関連する制度の見直しを法制審議会に諮問しました。

これを受けて、法制審議会の家族法制部会は30日に初会合を開き、法務省の堂園幹一郎官房審議官が『離婚に伴う子どもの養育への深刻な影響や養育の在り方の多様化などの社会情勢に鑑み、幅広い観点から検討をお願いしたい』と述べました。

30日の会議には裁判官や心理学の専門家、それに、ひとり親の支援団体の代表など、およそ40人が参加し、ことし1月に法務省が親の離婚や別居を経験した人を対象に行ったアンケート調査の結果や、海外の法制度の実例などが示されました。

部会では今後、養育費を適切に確保するための取り決めや、父親と母親の双方が子どもの親権を持つ『共同親権』の導入の是非なども含め、離婚したあとの子どもの養育の在り方について幅広く議論される見通しです。」

* http://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003007 が、法制審議会—家族法制部会のホームページのURLです。そこで議事録及び資料が閲覧できます。

第2 情報または資料について

WEB上で検索、図書館のデータベース(日刊紙のデータベース、D1-Lawの文献検索)などを使用して、各チーム自ら、文献または情報を探してください。

数多くの法学部生及びその他の学部の学生の皆さんが参加してくださることを望みます。

以上